

令和4年度

年間運営計画

社会福祉法人清和会
三浦しらとり園

目 次

I 運営方針	1
1 基本方針	1
2 重点目標	1
3 令和4年度の重点課題	2
4 運営体制	4
II 各委員会実行計画	7
III 行事計画	14
IV 生活業務運営計画	16
1 児童課の運営計画	16
2 生活第一課の運営計画	18
3 生活第二課の運営計画	20
4 地域支援課の運営計画	24
5 特定相談支援事業運営計画及び障害児相談支援事業運営計画	32
6 強度行動障害支援者養成研修事業運営計画	33
V 年間行事計画	34
1 令和4年度年間行事等計画	34
2 診療所事業	35
3 防災避難計画	36
4 環境整備実施計画	37
5 令和4年度ボランティア受入計画	38
6 調理の業務計画	39
7 令和4年度実習生等受入れ計画	41
8 家族との交流	42

要綱Ⅰ 運営方針

当園では、「一人ひとりの意思を尊重します」、「一人ひとり豊かな生活を実現するように努めます」、「一人ひとりよりよい地域での生活をめざします」の3つの基本理念に基づいて運営を行います。

1 基本方針

- (1) 利用者の人権を尊重し、社会参加を妨げるあらゆる障壁、いかなる偏見や差別を排除します。
- (2) 他の関係機関との連携を図りながら、サービス等利用計画や個別支援計画を作成し、支援を着実に実施していきます。また作成に当たっては利用者への合理的配慮を含めた意思決定支援と併せてご家族、後見人の希望にも配慮します。
- (3) 利用者の生活環境に配慮するとともに、地域に開かれた施設運営を進めます。
- (4) 福祉サービス提供拠点施設として地域の障害児者の在宅生活を支援し、地域社会と連携し地域の支援力の向上を目指します。
- (5) 職員の資質向上を図り次世代を担う人材を育成します。

2 重点目標

- (1) 指定管理施設として、柔軟性、先駆性・即時性など民営のよい面を生かすことによって、サービスの質の向上を目指します。
- (2) 利用者や家族・地域の声を傾聴し、安心・安全で、より良い施設運営と当事者目線の障がい福祉の実現を図ります。
- (3) 一人ひとりの障害特性に合わせ、意思決定支援に取り組み、利用者の意思が反映された地域生活の実現を図っていきます。
- (4) 職員の研修機会を確保し、利用者支援のスキルアップを園全体で図っていきます。
- (5) 関係機関との連携を強化し、横須賀・三浦地区の在宅障害児者の生活を支援します。
- (6) 地域の福祉関係者等を対象とした公開講座の開催等を通して、地域の支援力の向上を図ります。
- (7) 相談支援事業所として、利用者からの希望に応じ、サービス等利用計画の作成やモニタリングを着実にこなしていきます。
- (8) 清和会の他施設との連携を密にし、情報共有や職員間の交流を図ります。
- (9) 安心・安全な施設運営を進めるために、利用者の事故防止や防犯・防災対策の充実に努めます。

3 令和4年度の重点課題

県が障害福祉関係施設に求める指定管理者施設としてのサービス水準に、利用者目線の支援など障害者支援施設における未来志向の支援のあり方を盛り込むことを検討するために、当初令和3年3月31日までだった指定管理期間が令和5年3月31日まで2ヶ年延長されました。

(1) 利用者の人権擁護への取り組みの推進

利用者の人権擁護、障害者虐待の防止や合理的配慮のための取り組みを推進し身体拘束によらない支援に取り組めます。

(2) 個別支援の充実

利用者を中心に、ご家族・後見人の願い、意向に配慮した個別支援計画を作成し、地域とのつながりのある日中活動や余暇活動の展開を図り、ストレングスの視点から支援を行っていきます。

(3) 利用者サービスの向上

専門スタッフ同士のチームワークを重視し、専門職とも連携して利用者サービスの向上を図ります。利用者のリハビリテーションを推進し、身体機能を維持向上させるとともに、栄養ケア・マネジメントを充実し、食生活の充実や摂食嚥下機能の維持向上を図ります。また、自閉症等発達障害児者への対応、心のケアを要する児童への対応の充実を図ります。

(4) ボランティア活動の活性化

ボランティアを幅広く募り受け入れることで、利用者に対して直接的・間接的なサービスの質・量の拡充を図ります。また、ボランティアを活用することで、地域の中で共に信頼関係を築き、その関係性を深めていきます。

(5) 利用者の地域生活移行の推進

意思決定支援を通して利用者の望む暮らしの実現を図り、地域生活やよりよい生活環境への移行を、県や市、他の関係機関と連携を強化しながら推進していきます。

(6) 家族会との連携・支援

利用者の意向の代弁者、園運営の協力者として家族会の自主的活動を支援するとともに、家族会をはじめ家族、後見人等への情報発信や意見交換の機会の充実に努めます。

(7) 職員研修の充実

特に新採用職員に対する研修機会を確保し、基本的なスキルの習得を促進するとともにリーダー級研修の実施により、マネジメント、人材育成力の向上を図ります。また、それらを含め階層別研修・専門研修など研修体系に基づき、実行していきます。

(8) 在宅支援への取り組み

地域で支える事が難しい発達障害や重度等の障害児者のニーズを積極的に受け止め、短期入所や日中一時支援等を通じて、在宅障害児者の生活を支援します。また、児童の一時保護については児童相談所との連携を基に、広域的に多様なニーズに対応します。

(9) 地域に根付いた相談支援事業所の展開

相談支援事業所として、常に利用者の立場に立った適正な特定相談支援及び障害児相談支援を提供していきます。また、基幹相談支援事業所や地域の他の福祉事業所、法人内の鎌倉やまなみ相談支援事業所とも連携を図りながら、地域に根ざした相談支援事業を進めていきます。

(10) 地域の関係機関への専門的な支援の実施

強度行動障害の状態にある方への対応等、地域の障害福祉施設等に対して職員研修や公開講座、コンサルテーション等を通じて専門的な支援力の向上を促進します。

(11) リスクマネジメントの充実

利用者の個々の特性を十分把握し、日常点検等により事故防止に努めるとともに、発生後の対応を診療所や関係機関と連携して適切に対応します。また、事故の再発防止のために多角的な視点から検討を行います。併せて職員の不祥事の防止に努めます。

(12) 安心・安全な施設環境の整備

施設を利用する障害児者の障害特性や高齢障害者の身体的機能の低下等に対応した施設設備の修繕等、環境整備を計画的に実施します。

(13) 防災・避難訓練の実施と防災課題への取り組み

火災・地震・津波等を想定した実践的な防災・避難訓練を行います。また、当園の事業継続計画（BCP）に基づき防災課題を検証し、見直していきます。

(14) 防犯対策への取り組み

外部侵入者等による犯罪被害を防止するため、関係機関や関係団体と連携しながら、防犯マニュアルを活用し、防犯体制の充実に努めます。

(15) 地域活動への取り組み

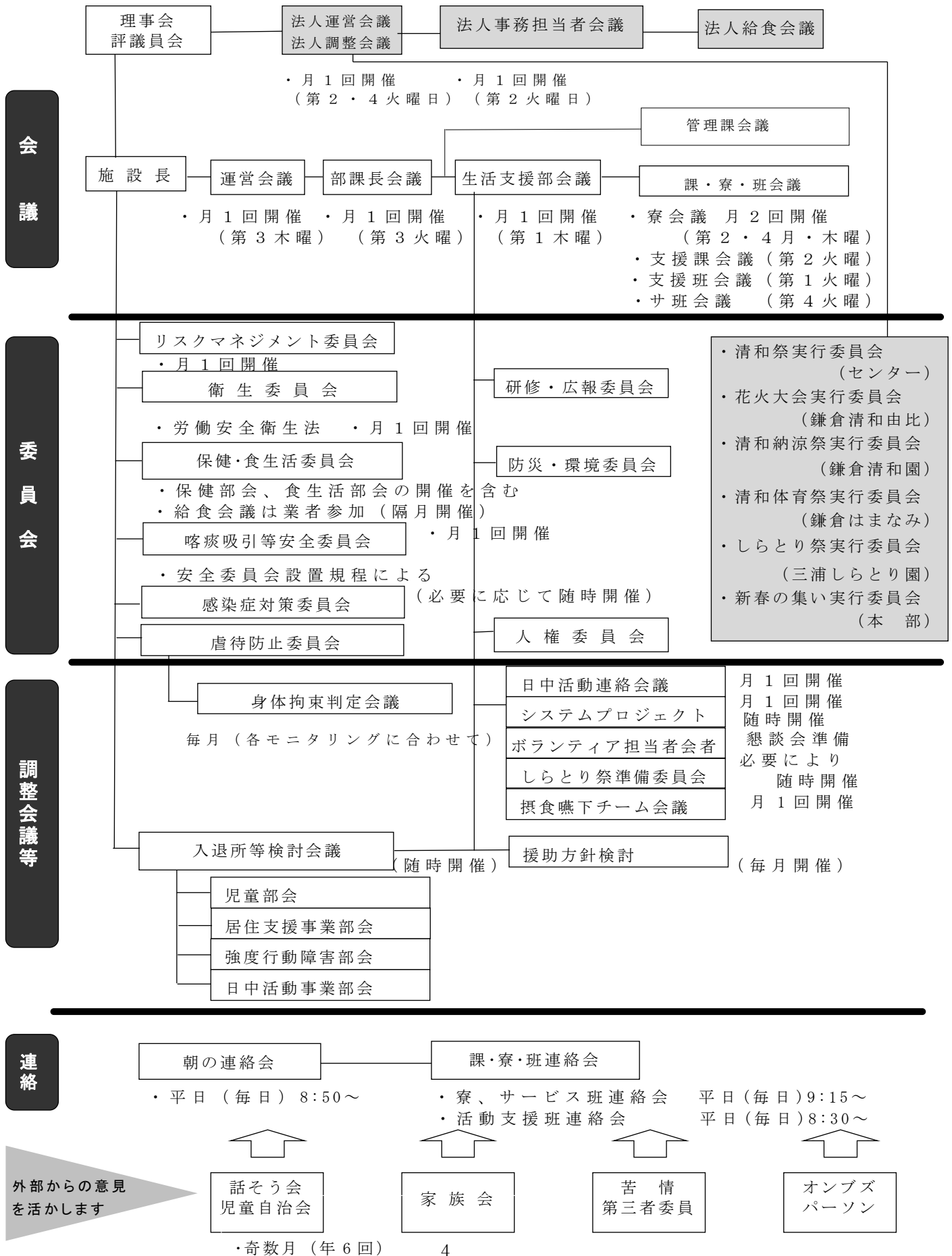
横須賀三浦地区知的障害施設協議会の施設長会、オンブズパーソン活動、ふれあい広場等の事務局や横須賀市障害関係施設協議会の事務局を担い、横須賀三浦地域における障害福祉の啓発活動に主体的に取り組めます。

(16) 感染症対策の取り組み

新型コロナウイルス感染症の蔓延が続くなか、基本的な防止対策を徹底し、感染症対策委員会を随時開催するなかで対応を図っていきます。また、新型コロナウイルス感染症の発生時の事業継続計画（BCP）を作成していきます。

4 運営体制

(1) 会議 (意思決定・調整・協議)



(2) 委員会構成

委員会名	所 属 施設長 生活支援部長	児童課		生活第一課		生活第二課				支援課	診療所	管理課 (調理)	アドバイザー等	開催日
		1寮	2寮	5寮	6寮	4寮	8寮	3寮	7寮					
リスクマネジメント委員会	—◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	寮長	
衛生委員会	—○	○		○		○			○	○	○	○	◎管理課長	運営会議 開催日
各種委員会	保健・食生活委員会 (保健部会)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	管理課長 児童課長 寮長	第3 水曜日
	(食生活部会)												○ 栄養士	
	喀痰吸引等安全委員会	○	○	○	○				○			○	生活第二課長	毎月
	研修・広報委員会		○	○	○	○	○	○	○	○	○		生活第一課長 寮長	第2 水曜日 (偶数月)
	(防犯)防災 環境委員会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	管理課長 寮長	第2 金曜日
	人権委員会		○	○	○	○	○	○	○	○	○		生活第二課長 寮長	隔月 第4 水曜日
虐待防止委員会	○◎	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	各課長 (参加)	必要に応じて	
日中活動連絡調整会議		○	○	○	○	○	○	○	○	◎ ○			地域支援課長 活動支援班長	第1 火曜日
ボランティア担当者会		○	○	○	○	○	○	○	○	○			地域支援課長 活動支援班長 寮長	随時
情報化推進調整会議		運営会議の中で随時開催											運営会議 開催日	
システムプロジェクト グループ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	管理課長	第4 金曜日
中長期計画検討 プロジェクト	◎○	随時開催											随時	
レクリエーション大会 準備スタッフ会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		生活第一課長 ※→56→ 37→48	随時
しらとり祭 準備スタッフ会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	管理課長 地域支援課長	随時
摂食嚥下チーム会議		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生活第二課長	毎月

(◎)は委員長 (○)は副委員長

苦情処理・第三者委員 調整担当(事務担当)	部長 地域支援課長	成年後見担当	4寮長	家族会	生活第二課長	オンズパーソン担当	8寮長
--------------------------	--------------	--------	-----	-----	--------	-----------	-----

- 神奈川県民間知的障害施設協同会 施設運営部会(地域支援課長)
- 神奈川県知的障害福祉協会 総務委員会(施設長) 児童発達支援部会(児童施設長・児童課長)
広報委員会(部長) 支援スタッフ部会支援職員研究会(地域支援課長)
- 神奈川県知的障害施設団体連合会 支援スタッフ部会幹部職研究会(地域支援課長)
- 横須賀三浦地区知的障害施設協議会 事務局(地域支援課長・生活第一課長)
- 横須賀三浦地区障害児・者施設オンズパーソン活動 事務局(地域支援課長・生活第一課長)
- 横須賀三浦地区障がい児者ふれあい作品展 実行委員(活動支援班)
- 横須賀三浦地区ふれあい広場 事務局(地域支援課長・生活第一課長)
- 横須賀市障害関係施設協議会 事務局(地域支援課長)
- 横須賀市障害とくらしの支援協議会 ぐらしを支える連絡会(地域支援課長)
ぐらしを支える連絡会委員(サービス班ケースワーカー)
相談支援連絡会委員(相談支援専門員)
こども支援連絡会委員(サービス班ケースワーカー)
短期入所のあり方検討プロジェクト委員(サービス班ケースワーカー)
- 横須賀市 入所等検討会議(施設長・部長・地域支援課長)

平成 28 年 9 月 1 日

私たち三浦しらとり園のすべての職員は、一人ひとりが指定管理施設を運営する組織の一員として、自らの行動を自覚し責任を明確にするため、「三浦しらとり園職員行動指針」を定めます。

《三浦しらとり園職員行動指針》

三浦しらとり園のすべての職員は、この行動指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

私たちの姿勢

- 1 前例にとらわれず、自ら行動し、新たな課題に挑戦します。
- 2 利用者とのコミュニケーションを豊かにするとともに、障害者への虐待や差別の禁止など利用者の人権を尊重します。
- 3 明るく、生き生きとした風通しの良い職場づくりを推進します。
- 4 服装、身だしなみ、あいさつ、態度など、地域社会の一員としての自覚をしっかりとって行動します。
- 5 職務に専念し、服務規律を遵守します。

私たちの実践

- 6 三浦しらとり園の3つの「運営の基本理念」に基づき常にサービスの質の向上に努めます。
- 7 利用者の障害特性や年齢に応じた、環境面での合理的配慮と適切な支援を実践します。
- 8 利用者やそのご家族、後見人等からの要望や苦情等に対し真摯に取り組みます。
- 9 報告、連絡、相談を徹底して、情報の共有に取り組みます。
- 10 日常点検やリスクマネジメントシステムを活用し、未然に事故や不祥事を防止します。
- 11 施設の拠点的役割として、地域の在宅障害児者や民間事業所への支援に取り組みます。
- 12 より専門性の高い支援を担えるように自己研鑽や専門技術の習得に努めます。
- 13 個人情報保護と情報管理を徹底します。

私たちの規律

- 14 信用失墜行為や職員全体の不名誉となる行為を行いません。
- 15 常に公私の別を明らかにし、利用者やそのご家族、後見人等の疑惑や不信を招く行為を行いません。
- 16 職務上知り得た秘密を漏らしません。
- 17 交通法規を遵守し、飲酒運転を行いません。

管理監督者の役割

- 18 職員の能力を活かし、働きやすい職場環境を整備する取り組みを行います。
- 19 常に適切な業務管理に努め、自ら職員の範となるよう行動します。
- 20 利用者への虐待や差別の根絶に向けて、職員の人権意識を高めるとともに、適切なスーパーバイズを行うよう努めます。

<三浦しらとり園 3つの運営の基本理念>

- 一人ひとりの意思を尊重します。
- 一人ひとり豊かな生活を実現するように努めます。
- 一人ひとりよりよい地域での生活をめざします。

Ⅱ 各委員会実行計画

1 リスクマネジメント委員会

(1) 目的

リスクマネジメントシステムを有効に活用し、インシデントや事故に関して多角的な分析を行います。その分析結果を職員間で共有することで、職員の動きや利用者特性の傾向を明確にし、業務改善や環境調整を行うことにより、事故防止につなげていきます。

(2) 委員会の状況及び特徴

ア 委員会の開催

毎月1回開催（年間12回）

イ 委員会の活動内容

- (ア) セクションごとに、リスクマネジメント便りを毎月発行します。
- (イ) 月ごとに園全体のリスクの分析（月のまとめを作成）を行います。
- (ウ) 緊急度の高いアクシデント・インシデントがあったときは、リスクマネジメント通信を発行し、情報提供と注意喚起を実施します。
- (エ) 他の委員会と連携をし、リスクの軽減を図りながら、リスクマネジメントデータの有効活用を図ります。
- (オ) 家族向けのリスクマネジメント通信を発行します(年4回)。
- (カ) インシデントレポートの多角的分析を行います。
- (キ) 所在不明者捜索訓練を実施します。
- (ク) 想定されるリスクに対しての事前の検討、分析、対応策を作成します。
- (ケ) マニュアルのデータ更新をします。
- (コ) インシデントデータベースのシステム維持及び点検をします。
- (サ) インシデントレポート重点留意項目の検討（6か月毎）をします。

(3) その他

ア 転倒転落アセスメントシートの活用について

高齢化に伴う筋力低下など転倒事故が増加傾向にあったため、診療所と連携して転倒転落アセスメントシートの活用重点を実施します。

6月と12月に定期で全利用者(児童課は一部の利用者)の転倒転落に関してアセスメントを実施し、その記録を寮で閲覧し未然に事故防止に繋げられるよう環境を整えながら活用をしていきます。

危険度が高い利用者については寮ごとに個別のリスクに応じた支援計画書を整備し重症化を未然に防ぐ取り組みを実施していきます。

転倒転落事故が発生した際は適宜評価を見直し、予防策が速やかに支援に反映出来る仕組みにつなげていきます。

2 衛生委員会

(1) 目的

ア 労働安全衛生法に基づき設置します。

イ 職員の健康障害を防止し、健康増進を図るため、衛生に関する労働災害の防止や、発生した場合の原因追及、再発防止策の構築、産業保健の取組を議論し、具体的に施策を進めていく場として機能することを目的とします。

(2) 実施計画

- ア 委員会を月1回開催します。
- イ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善を行います。
- ウ 健康診断等の状況を把握し職員の健康管理に努めます。
- エ 職場における職員の健康と安全確保のための対策を検討します。
- オ 職場の腰痛予防やメンタルヘルス予防について対策を検討します。
- カ 労働災害が発生した場合には、即時原因を究明し、具体的な再発防止策を審議します。
- キ 主なテーマ
 - (ア) 職員の健康管理について
 - (イ) 職員のメンタルヘルス予防や腰痛予防について
 - (ウ) 定期的な健康診断結果の対応について
 - (エ) 職場環境の改善について

3 保健・食生活委員会

保健部会・食生活部会の2部会制とします。

(1) 保健部会

ア 目的

- (ア) 診療所と連携して、疾病の予防に努めます。
- (イ) 医療実務研修を実施し、職員の資質向上に努めます。

イ 実施計画

- (ア) 部会開催は隔月とし、計画を円滑に実行します。
- (イ) 医療実務研修(園内巡回研修を含む)を年6回実施し、随時疾病に関する情報提供を行います。
- (ウ) 新型コロナウイルスやインフルエンザ・ノロウイルス等の感染症対策を行い、集団発症者が出た際は、施設長召集のもと感染症対策委員会を設置して対応にあたります。
- (エ) リスクマネジメント委員会との協力・連携を図ることにより、インシデントレポートを分析し事故防止に努めます。

(2) 食生活部会

ア 目的

- (ア) 安全で豊かな食生活を推進します。

イ 実施計画

- (ア) 部会開催は隔月とします。
- (イ) 安心安全な食事提供ができるよう委託業者と連携を図るとともに食事内容について検証します。
- (ウ) 利用者の嗜好を踏まえて献立作成に反映させるよう取り組みます。

4 喀痰吸引等安全対策委員会

(1) 目的

喀痰吸引等の実施について医療機関との連携の下での安全確保体制を整備し、常時適切な喀痰吸引等の業務が行われることを目的に安全委員会を設置します。

(2) 実施計画

ア 開催頻度

原則1カ月に1回とし、その他必要に応じ開催する。

イ 構成メンバー

施設長、部長、医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、生活第二課長、3・5・6寮担当職員。

ウ 検討内容

- (ア) 対象利用者の実施状況の報告
 - (イ) 安全対策の検討
 - (ウ) 新規対象者についての検討
 - (エ) 研修の実施計画の検討、他
- (3) その他の所掌事務

ア 当園では平成 24 年度より、特定利用者対象の喀痰吸引等研修第 3 号（特定の方に対して行うための実施研修）の資格取得に取り組んできましたが、対象者の退所に伴い一時休止していました。

しかし平成 30 年 12 月に、胃ろうを増設された利用者の支援に伴い、同研修への取り組みを再開しており、必要に応じて第 3 号の資格取得に向けた取り組みを継続してきました。令和 3 年度も当該寮の全職員が喀痰吸引等研修第 3 号資格取得を実現し、今後新たに喀痰吸引等が必要になる利用者に対応するため、優先順位が高い高齢寮の職員の資格取得も随時実施していきます。

イ 医療的ケアが必要となった利用者について、これまでは「医療的ケア検討チーム会議」を開催し、その対応を検討していましたが、令和元年度をもって「医療的ケア検討チーム会議」は廃止し、「喀痰吸引等拡大安全委員会」として、喀痰吸引等安全対策委員会の構成メンバーに、看護課長、管理栄養士、理学療法士、当該課長、当該寮長（上席）を加え、必要に応じて開催検討する場を設けます。

ウ 当委員会は、たん吸引や胃ろうを新たに必要とする利用者に対して、摂食嚥下チームと連携しながら適切な支援に繋げていきます。

5 研修・広報委員会

(1) 目的

ア 園内及び横須賀三浦地区の支援員等の専門性を高め、職員の資質向上を目指します。

イ 他委員会との連携を図り、効果的で体系的な職員研修を実施します。

ウ 広報『しら鳥』を発行します。

エ 園の取り組みや情報をホームページに掲載します。

オ 研修実績及び内容を取りまとめます。

(2) 実施計画

ア 委員会の開催は年 6 回とし、その他必要に応じて随時開催します。

イ 人材育成の観点から研修体系に則り、着実に実施していきます。

ウ 職員の受講実績などを踏まえ研修派遣等の計画を立て、特に新採用職員に対する研修機会の確保を図ります。

エ 研修実施マニュアルに基づき職務を通じての園内研修を推進します。

オ 他委員会や事業担当との連携を図り、新しい福祉情報等に対応した研修を実施します。

カ 研修案内等、ホームページを随時更新します。

キ 広報『しら鳥』を年数回発行いたします。

ク 令和 3 年度の研修実績及び内容を取りまとめます。

6 防犯・防災・環境委員会（仮）

(1) 目的

- ア 安全かつ即応性、実効性のある防犯・防災体制を目指します。
- イ 災害時および非常時に備え、定期的な訓練を通して職員の防犯・防災意識を高め、防犯・防災技術の向上に努めます。また、関係機関や関係団体と連携し安全対策を講じます。
- ウ 安全・安心な生活環境の整備に努めます。
- エ 園内外の美化に努め、快適な生活環境を提供します。

(2) 実施計画

- ア 開催頻度 原則年6回(隔月開催)とします。
- イ 検討内容
 - (ア) 防犯研修・訓練、防災・避難訓練を実施し、その反省を活かし、防犯・防災に関する課題を検討し、改善していきます。(防犯マニュアル、防災マニュアルの改訂等)
 - (イ) 防災課題については、加えて当園の事業継続計画(BCP)の見直しを行います。
 - (ウ) 計画的な環境整備を実施し、園内の美化に努めるとともに、より快適な生活環境を提供できるよう努めます。
 - (エ) 防犯に係ることは、防災・環境委員会のアドバイザーを含め、部課長会の中で検討していき、今後、防災・環境委員会の中に防犯に関することを含めるか検討していきます。

7 人権委員会

(1) 目的

- ア 当園人権パンフレット「いきているっていいな 福祉から権利へ～共に生きる～」に基づき、人権擁護の取組みを推進します。
- イ 利用者の基本的人権を保障し、安心、安全、快適な生活のためのサービス提供を目指した活動を行います。
- ウ 利用者の意思を尊重し、利用者を主体とした活動を進めます。

(2) 実施計画

- ア 開催頻度 原則隔月に1回、その他必要に応じて適宜実施。
課題毎に部会を設置し、部会ごとの打ち合わせを行います。
- イ 実施計画
 - (ア) 人権アンケートの実施
 - ◇ 職員自己評価アンケート
 - ・ 支援の振り返りの確認のため、支援部職員に対して、「職員自己評価アンケート」を実施します。
 - ・ アンケートの結果はご家族に開示します。
 - ・ 集計で明確になった課題に対して改善を行い、利用者支援の向上を図ります。
 - ◇ 家族等評価アンケート
 - ・ 利用者の家族等に「家族等評価アンケート」を実施します。
 - ・ 集計の結果は全職員に周知するとともに、改善が必要な事項については、各会議等で検討を行い、適宜改善できるよう取組みます。
 - ・ アンケート結果はご家族に開示します。

- ◇ ハピネス・すてっぷ（利用者満足度調査）
 - ・ 「ハピネス・すてっぷ（利用者満足度調査）」については、全利用者を対象に実施します。
 - ・ 「ハピネス・すてっぷ（利用者満足度調査）」の結果は、ご本人ご家族に開示するとともに、アンケートの結果についてはサービス向上に向けて自ら改善等図る。また、ご意見要望については園の運営に反映していきます。
- (イ) 人権に関わる職員研修の実施
 - ◇ 人権擁護や虐待防止に関する園内研修を行います。
- (ウ) 意思決定支援に向けた取組の推進
 - ◇ 利用者の意思決定支援を推進します。
 - ◇ 他事業所の先行事例等を研究し、当園独自の取組を推進します。
 - ◇ 利用者の意思決定支援に関する園内研修を行います。
- (エ) 話そう会の会議内容を取りまとめ、運営会議で報告します。
- (オ) 利用者や家族の相談に適切に応じるため、オンブズパーソンを受け入れ、その調整や情報等の提供を行います。

8 虐待防止委員会

(1) 目的

- ア 利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、虐待の防止の取組みを推進します。
- イ 不適切な支援を含め、身体拘束等の適正化のための対策を検討します。
- ウ 身体拘束によらない支援を徹底し、支援の向上を図ります。

(2) 実施計画

- ア 開催頻度 原則月1回開催します。その他、必要に応じ適宜開催します。
- イ 業務内容
 - (ア) 身体拘束判定会議の実施（虐待防止委員会の中で適宜開催）
 - ◇ 当園の身体拘束の実態を把握します。
 - ◇ 身体拘束があった場合には、適正化を検証するとともに、解除に向けた方針を検討します。
 - (イ) 虐待事案への対応
 - ◇ 虐待事案が認められた場合は、「虐待防止対策マニュアル」に基づき、速やかに必要な措置を講じます。
 - (ウ) 虐待の未然防止のための取組みの実施
 - ◇ 人権委員会と連携し、人権擁護や虐待防止に関する園内研修を開催します。
 - ◇ 虐待防止に関する自己チェックリストの導入など、未然防止のための取組みを検討し実施します。
 - (エ) マニュアルの改訂
 - ◇ 必要に応じて、「虐待防止対策マニュアル」及び「身体拘束適正化指針」を改訂します。
 - (オ) 人権委員会との役割分担

- ◇ 人権委員会と連携を図るとともに、研修やマニュアル、その他業務内容について協議し、今期中に役割を整理します。

9 日中活動連絡調整会議

(1) 目的

- ア 利用者の生活の充実に向け、安心安全を基本に個々に応じた日中活動を運営できるよう調整します。
- イ 利用者の日常行動場面での意思決定支援をすすめ、情報を共有します。
- ウ 利用者が安心して楽しく活動できるよう日中活動に関する課題を寮と共有します。
- エ 地域移行や地域交流、身体拘束ゼロに向けた視点を日中活動に取り入れ、内容について寮と共有します。

(2) 実施計画

ア 開催頻度

4月の月上旬に1回と毎月最終週の火曜日に日中活動連絡調整会議を実施し、日中活動の状況報告、各課題の検証を行います。

イ 検討内容

(ア) 日中活動の円滑な運営及び検証

- ◇ 日中活動担当職員及び寮職員で、定期的に話し合いを持ち、連携して各グループの運営上の課題、活動プログラム等の検討を行います。
- ◇ 活動状況については毎月の日中活動連絡調整会議において報告します。

(イ) 利用者の状態に適したグループ移行

- ◇ 加齢等による利用者の状態の変化による活動グループの適性を見直し、適切な活動グループに所属し参加できるよう、グループ移行を進めていきます。

(ウ) インシデントレポートの検証

- ◇ 日中活動で起きたインシデントについては、日中活動連絡調整会議で報告、検証し、日中活動担当職員と寮職員との連携を深めて、より安全な日中活動が提供できるように努めます。

(エ) ご家族への日中活動参観の機会提供

- ◇ 家族に気軽に日中活動参観をしていただけるよう、引き続き事前の申し出によりいつでも参観できる方法で行います。
- ◇ ご家族に参加方法を広く周知し、参観を通して日中活動を理解していただきます。

※感染症が終息し次第再開します。

10 システムプロジェクトグループ

(1) 目的

三浦しらとり園のコンピュータネットワークシステムを円滑に運用するため、運用管理する職員の育成を図ると共に、保守業者との連携、役割分担等を整理します。

(2) 実施計画

ア 開催頻度

(ア) 必要に応じ適宜会議を開催

(イ) ミスヘルパーの伝言機能(メーリングリスト)を利用して、適宜バーチャル会議を開催

(ウ) 随時学習会を開催

イ 検討内容

(ア) しらとりシステムのファイルメーカーからウインドウズ環境への移行作業に関すること

(イ) サーバの運用保守に関すること

(ウ) ネットワークの運用保守に関すること

(エ) 各職員パソコンの運用保守に関すること

(オ) その他情報システムの運用・調整に関すること

(カ) 職員のシステム運用に関するスキルアップに関すること

(キ) データベース化による情報共有に関すること

ウ 重点実施項目

(ア) ファイルメーカー環境からの安定的移行

(イ) サーバー・クライアントコンピュータの安定的運営

1.1 ボランティア担当者会

(1) 目的

ア ボランティアの円滑な活動に向けての調整や情報交換を行います。

イ ボランティアの新規開拓に向けた取り組みを行います。

(2) 実施計画

ア 開催頻度 随時

ボランティア活動の実績については、活動内容、ボランティアからの意見要望等を集約し、月毎の報告書にて園全体での情報共有を図ります。

イ 検討内容

(ア) ボランティア懇談会の開催について

(イ) 感染症対策など、安心安全な園内のボランティア活動について

(ウ) ボランティアの拡充について

1.2 摂食嚥下チーム会議

(1) 目的

当園の利用者を定期的かつ多面的に評価することで、摂食嚥下障害を早期に発見し、早期に対応することで重症化や誤嚥性肺炎の予防につなげます。

(2) 実施計画

ア 開催頻度、随時

イ 活動内容

当園の誤嚥性肺炎等に対する具体的予防活動として、歯科医師、歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士、支援員がチームとなり（生活第二課長がアドバイザーとして参加）、高齢の利用者など摂食方法や嚥下機能にケアを要する利用者について、個別に最適な食形態や介助方法等を協議するとともに、定期的に食事場面に巡回して各セクションと情報共有していきます。

Ⅲ 行事計画

今年度も昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、行事開催の有無を決めていきます。

1 第42回清和祭バザー

(1) 目的

社会福祉法人清和会を援助し、法人が運営する各種施設の機能の円滑化を図り、施設利用者の一層の福祉の向上を目指すとともに、障害者の社会参加、自立促進・啓発及び福祉施設に対する理解を図ることを目指します。家族、ボランティア、関係団体、地域の人々と楽しいひと時を過ごし相互の親睦を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 4月23日(土)(予定)
- イ 開催場所 障害者生活支援センター鎌倉清和・鎌倉市立植木小学校体育館
- ウ 主催 清和会後援会(清和祭運営兼実行委員会)
- エ 事業 模擬店、バザー、アトラクション

2 レクリエーション大会

(1) 目的

入所している利用者が家族と交流し、楽しむことを目的として行います。通所の利用者は希望者のみとし、家族も一緒に参加します。

(2) 内容

- ア 開催実施日 5月21日(土)午後13時30分頃から15時(予定)
- イ 開催場所 三浦しらとり園
- ウ 主催 三浦しらとり園・家族会(レクリエーション大会実行委員会)
- エ 事業 競技種目は3つ程度(パン食い競走、玉入れ、リレー等)

3 第19回鎌倉花火由比納涼祭バザー

(1) 目的

鎌倉花火大会に合わせて開催し、清和会施設の利用者、家族、ボランティア、関係諸団体、地域の人々と鎌倉の花火を觀賞しながら楽しいひと時を過ごし相互の親睦を図り、併せて地域福祉の増進を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 未定(今年度は中止)
- イ 開催場所 鎌倉清和由比
- ウ 主催 社会福祉法人清和会(鎌倉花火由比納涼祭バザー実行委員会)
- エ 事業 花火觀賞、模擬店、バザー

4 第50回清和納涼祭

(1) 目的

夏の夕べに家族、ボランティア、関係諸団体、地域の人々と楽しい交流を通じて相互の親睦を図り、併せて地域福祉の増進を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 8月 日(土)午後5時から午後6時30分まで(予定)

- イ 開催場所 障害者生活支援センター鎌倉清和
- ウ 主 催 社会福祉法人清和会（清和納涼祭実行委員会）
- エ 事 業 模擬店、バザー、アトラクション

5 第51回清和体育祭

(1) 目的

運動、レクリエーションを楽しみながら健康であることの有り難さを感じるとともに、家族、ボランティア、関係諸団体、地域の人々と楽しいひと時を過ごし相互の親睦を図り、併せて地域福祉の増進を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 10月1日(土) (予定)
- イ 開催場所 鎌倉市立植木小学校グラウンド
- ウ 主 催 社会福祉法人清和会（清和体育祭実行委員会）
- エ 競技種目 鈴割り、徒競走、玉入れ等

6 第60回しらとり祭

(1) 目的

園を開放してアトラクションや模擬店を行い、地域住民や福祉事業所等と交流することで、園や法人への理解促進を図るとともに、利用者が主体的に楽しめる行事として位置づけます。

(2) 内容

- ア 開催実施日 10月8日(土) (予定)
- イ 開催場所 三浦しらとり園
- ウ 主 催 社会福祉法人清和会（しらとり祭準備スタッフ会）
- エ 事 業 アトラクション、模擬店、バザー、法人紹介等

7 第26回新春の集い

(1) 目的

新しい年を迎え、施設利用者の一層の福祉の向上を目指すとともに、社会福祉法人清和会が運営する各種施設の発展を願い、来賓の方を迎え、利用者、家族が一堂に会し、お祝いの会を開きます。

(2) 内容

- ア 開催実施日 毎年1月下旬
- イ 開催場所 鎌倉パークホテル (予定)
- ウ 主 催 社会福祉法人清和会（新春の集い実行委員会）
- エ 事 業 職員永年勤続表彰、利用者の成人・古希のお祝い、アトラクション、ビンゴゲーム、ホテルにて食事会など

IV 生活業務運営計画

1 児童課の運営計画

利用者の人権を尊重し、利用者一人ひとりの自己実現を図るとともに、成人に向けての準備、あるいは地域での生活を実現させる取り組みを進めていきます。また、学校・児童相談所・福祉事務所等関係機関との円滑な連絡調整および連携の強化を図ります。

- ◇ 新型コロナウイルスなど、感染症への対策を講じながら、利用者同士の交流とともに地域との交流も図ります。
- ◇ 職員の専門性の向上を図ります。
- ◇ 短期・日中一時利用の積極的な受け入れを行います。
- ◇ 指定管理施設としての役割・機能の維持・向上に努めます。
- ◇ 民法改正にともなう成年年齢の18歳への引き下げにより想定される課題について検討を始めます。

(1) 児童課1寮の運営計画

ア 内容

- (ア) 安心・安全な生活が実現できるよう、環境の改善に努めます。
- (イ) 一人ひとりの願い、想いを大切にしたい個別支援の充実を図ります。

イ 1寮の状況及び特徴

1寮は定員が男子18名（長期枠16名・短期枠2名）で4月1日時点の現員は、児童福祉法による措置児童13名及び、障害者総合支援法による契約利用者3名（過齢児）で、合計は16名となります。

12歳から23歳の利用者が利用し、平均年齢は16.6歳です。学齢児の通学先は、近隣小中学校の特別支援級4名、養護学校中等部3名、高等部6名となっています。高等部については武山養護学校本校と岩戸養護学校の2校に分れています。他、高校卒業後の進路について現在1名の方が取り組んでいます。

利用者の特性について、知的障害を有する自閉スペクトラム症や注意欠如多動症などの発達障害、あるいはその傾向にある方、及び被虐待児、性問題行動等であり障害状況や年齢の幅も広く、多様なニーズを持つ方が混在しています。一方、地域の利用ニーズとしては学齢児が多く、児童寮利用の成人利用者（過齢児）の速やかな地域生活移行が急務となっています。

ウ 支援体制

重度の知的障害を有する方、あるいは強度な行動障害を有する方々と、軽度の知的障害を有し、かつ自閉スペクトラム症や注意欠如多動症などの発達障害を有する方それぞれの障害特性を包括的に支援していくため、児童相談所や福祉事務所などの関係機関、また園内の強度行動障害専門員、臨床心理士などと連携を図りながら支援方針を決定し、取り組んでいきます。

(2) 児童課2寮の運営計画

ア 内容

- (ア) 利用者個々の障害特性にあった生活が送れるように、個別支援の充実に務めます。
- (イ) 地域移行に向け、本人に理解できるように解りやすく説明し、本人の望む暮

らしが実現できるように支援します。

イ 2 寮の状況及び特徴

2 寮は定員が女子 18 名（長期枠 16 名・短期枠 2 名）で、4 月 1 日時点の現員は、長期枠の 16 名が児童福祉法による措置となります。利用者の年齢は 7 歳から 18 歳まで、平均年齢は 14 歳です。学齢児の通学先は、小学校支援級 2 名、中学校支援級 3 名、武山養護学校中学部 2 名、高等部 2 名、岩戸養護学校高等部 3 名（中学校支援級 3 名・岩戸養護学校 2 名は自主通学）となっています。

中・軽度の知的障害、被虐待児、自閉的傾向の方、行動障害のある方など障害状況や年齢の幅も広く混在していることから、過ごす場所を時間帯で変更し、特性に応じた個別プログラムを実施するなどして利用者が望む暮らしが実現できるよう工夫をしています。児童寮利用の成人利用者(加齢児)の速やかな地域生活移行が急務となっています。

ウ 支援体制

被虐待や発達障害と診断される子ども達が増え強度行動障害を有する子ども、中軽度の知的障害等多様な児童への対応として児童相談所や福祉事務所などの関係機関や園内では強度行動障害専門員、臨床心理士、医療スタッフ等と連携し、より多角的専門的な視点から支援のコーディネートをしていきます。

(3) 課題と取組計画（共通）

課 題	取 組 計 画
1 子どもの人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの最善の利益を尊重した支援を進めます。 ○ 子どものプライバシーへの配慮に努めます。 ○ 身体拘束によらない支援を目指します。
2 一人ひとりを大切にしたい個別支援の充実及び地域移行の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人ひとりの利用者の目標を明確にし、関係機関と調整及び実現向けの定期的検証の中で域移行を目指します。
3 児童から成人へ向けて、発達支援を的確に実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重度・重複障害、行動障害、発達障害、被虐待児、性問題行動等多様な状態像の児童への専門的対応を実施します。また将来を見据えて IADL 向上に向けた取り組みなども実施します。
4 利用者、地域との交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者参加による計画立案等を推進し、児童課行事の開催及び余暇活動等による交流を図ります。また地域の友人などとの交流も大切にしていきます。
5 職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習会を定期的開催し支援を充実させます。 (愛着形成・被虐待児・性教育・行動障害・自閉症・発達障害・児童相談所業務・児童福祉法及び児童虐待の防止等福祉関連法) ○ 子どもの人権に関する研修の機会を確保します。
6 寮内環境改善・整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の特性に合わせて安心・安全に生活できるように、利用者間の関係調整や居室の工夫整備及び衛生面の配慮をしていきます。

2 生活第一課の運営計画

生活第一課は高齢化等により、身体機能の低下が進む利用者が目立ち、介護環境をハード面・技術面の両面を充実させるとともに、利用者に合わせた地域生活移行を進める体制を整える必要があります。

他の知的障害施設の先行事例や、特別養護老人ホームを参考に介護環境を整えるとともに、後見人・関係機関・他施設と連絡を密に取りながら地域生活移行を進めるなど、利用者一人ひとりにとって最適な生活を目指します。

(1) 生活第一課 5 寮の運営計画

ア 目的

- ◇ 利用者の障害特性に合わせた支援体制の構築と、安全で安心した生活環境の提供に努めます。
- ◇ 利用者の主体性を尊重したサービスを提供するとともに、生活の質（QOL）の向上に努めます。
- ◇ 家族や後見人等との連携を図りながら、本人主体の生活実現に向けて必要な支援を行います。

イ 5 寮の状況及び特徴

14名の男性利用者の方が在籍しています。平均年齢は55.2歳で36歳から71歳と年齢にばらつきがあり、病弱・車椅子利用の方が多く生活しています。

健康状態を継続的に把握し、医療との連携を密にとりながら日々の生活を支援しています。

身体的機能低下や障害特性等による事故の未然防止、感染症対策、住環境の整備等に取り組む、安全で安心できる生活環境の提供に努めるとともに、サービスの質の向上を意識しながら、毎日の支援を提供しています。

地域サービス事業については、利用者の状況に応じた支援体制を構築し、安心した生活環境を提供できるよう地域支援課と連携し対応していきます。

ウ 課題と取組計画

	取 組 計 画
1 人権に配慮した支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権尊重の理念を念頭に利用者支援に努めます。 ○ 身体拘束ゼロを維持します。 ○ カーテン、パーテーション等を活用して居住者のプライバシーを尊重します。
2 利用者の身体的機能や障害特性等を考慮した支援体制の構築と本人主体の支援計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体的機能や障害特性等の状況を正確に把握するとともに、本人の主体性が尊重された支援計画を策定します。 ○ 研修等に積極的に参加し、障害特性にあった支援を行います。
3 医療機関等と連携しながら、安全で安心できる支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケアが必要な利用者が多いため、体調管理や感染症予防に努めるとともに、安全な住環境の整備を実施していきます。 ○ 入院加療等が必要になった場合、当該医療機関や家族等と連携・相談し対応していきます。
4 加齢等に伴う身体的機能の変化に対応した生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体的機能の変化に留意し、必要な情報収集や状況把握に努めます。 ○ 個々の状況に適した生活の場への移行も視野に入れ、後見人とも連携しながら検討や準備を進めていきます。

5 新型コロナウイルス等の感染症対策	○ 高齢化に伴い新型コロナウイルス感染症等の予防対策のため、寮内の換気や消毒と職員のマスク着用等を徹底し、感染症防止に努めます。
--------------------	--

(2) 生活第一課 6 寮の運営計画

ア 目的

- ◇ 利用者の障害特性に応じた生活環境の整備に努め、健康で安全な生活を支援します。
- ◇ 利用者の主体性を尊重し、一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を目指した支援を提供します。
- ◇ 感染症対策を取りながら家族等との交流の機会を設け、寮での過ごしを定期的に情報提供していきます。

イ 6 寮の状況及び特徴

11名の利用者が生活しています。年齢は47歳から76歳で、平均年齢は61歳です。高齢化と身体機能の低下により、生活全般に介助が必要です。

全面的に介助支援が必要な方については、移乗、排泄、入浴時に福祉機器を導入し、利用者・職員ともに無理のない支援を心掛けています。

医療的ケアが必要な利用者も多く、嚥下、口腔ケアへの配慮、骨粗しょう症や褥瘡への対応など、医療、理学療法士、管理栄養士との密な連携が必要となっています。また、安心・安全に、気持ちよく生活を送れる環境の整備にも努めています。

日常生活場面では、利用者の気持ちを汲取り、利用者のストレングスに着目し、自ら選択できる支援を心がけています。また季節ごとの行事を積極的に取り入れ、生活感をもって支援しています。

余暇への取組みでは、感染症対策を取り本人や家族の意向を聞き取りながら地域交流の機会を支援しています。

地域サービス事業では、利用者が安心して楽しく利用できるよう、地域支援課と連携し障害特性や身体機能等の把握に努め支援を行います。また、寮の誕生日会や季節の行事等にも参加してもらい利用時の充実を図ります。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 人権に配慮した支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権尊重の理念を念頭に利用者支援に努めます。 ○ カーテン、パーテーション等を活用して居住者のプライバシーを尊重します。
2 利用者の特性に沿った、安全で安心した支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ニーズの把握に努め、余暇活動や日常生活の支援を実施します。 ○ 理学療法士等、専門職との連携を密にし、利用者の安全で安心した支援を行います。 ○ 研修等に積極的に参加し、障害特性にあった支援を行います。 ○ 高齢者施設等への移行について家族、後見人へ説明等を行い、情報を共有し、取り組んでいきます。
3 家族等との積極的な交流の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行事や毎日の生活状況を寮通信や葉書を活用して定期的に報告します。また、感染状況を見ながら寮行事への参加の呼びかけや面会を行います。 ○ 体調面などについては随時連絡し、利用者家族等とのコミュニケーションを図っていきます。

4 安心して安全な生活環境への改善	○ 利用者が主体的に生活を送ることができる住環境になるよう、配慮します。
-------------------	--------------------------------------

3 生活第二課の運営計画

(1) 生活第二課 3 寮の運営計画

ア 目的

- ◇ 利用者の人権擁護を推進し、意思決定や意思表示の機会が日常的に行い、楽しく生活できるよう支援します。
- ◇ 情報の共有化を推進します。
- ◇ 医療的ケアが必要な方への対応と検討を実施します。
- ◇ 利用者の意思を絶えず確認し希望する過ごし方について相談、検討しグループホーム等の見学や体験利用を推進し地域移行への取り組みをします。

イ 3 寮の状況及び特徴

26 歳から 62 歳の成人男性 16 名が在籍しており、平均年齢は 51.06 歳です。障害支援区分は、区分 5 が 4 名、区分 6 が 12 名です。療育手帳の他、身体障害者手帳の所持者も 3 名います。（聴覚/肢体 1 名・肢体 2 名）

園内を単独で移動される方から転倒リスクがあり常に付添いが必要な方、また嚥下機能が低下している方や異食がある方など様々な障害特性の利用者が在籍しています。

胃瘻を増設して平成 30 年 12 月に帰寮した利用者については、「喀痰吸引等第 3 号研修」の資格を寮職員全員が取得するなどして体制を整えるとともに、診療所とも連携し支援を継続しています。

神奈川県地域移行推進事業の一環として当該寮の利用者が、意思決定支援のプロセスに基づく地域移行の取り組みを実施した結果、令和元年 9 月に民間のグループホームに移行することができました。今後も他寮との寮間移行や地域移行への取り組みを促進していきます。

一方、従来からの取り組みとして力を入れている余暇の充実を図ります。

短期入所については、地域支援課と連携を図りながら受入れています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 人権に配慮した支援	○ 人権尊重の理念を念頭に意思決定や意思表示の機会が日常的に行えるよう利用者支援に努めます。 ○ カーテン、パーテーション等を活用して居住者のプライバシーを尊重します。
2 利用者の楽しめる生活の支援	○ 温泉やテーマパークへの外出、映画鑑賞等、個々の特性や好みに応じ余暇活動を計画します。 ○ 利用者個々のニーズや障害特性に合わせ、地域の店舗等の利用を推進します。
3 情報の共有化	○ 利用者支援に関する情報等の共有を密に図り、職員のチームワークを強化します。また、グループ支援を継続し、職員のスキルの向上を目指します。

4 医療的ケアが必要な方への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療所と連携し、医療的ケアが必要な方への支援に努めます。 ○ 家族・後見人等と情報共有に努め、医療・介護等に適した利用者の生活の場について相談、検討します。
------------------	---

(2) 生活第二課 7 寮の運営計画

ア 目的

- ◇ 利用者の人権擁護を推進し、ストレングスの視点、及び意思決定を重視した支援を行っていきます。
- ◇ 開かれた生活空間とともに、利用者の障害特性に配慮した環境の整備に努め、健康的で楽しみのある生活を提供します（QOLの向上）。
- ◇ 職員間のコミュニケーションを重視し、チームで支援を行っていきます。

イ 7 寮の状況及び特徴

7 寮では、主に重度の自閉スペクトラム症と行動障害のある方が多く、現在 13 名の方が在籍しています。強度行動障害対策事業の対象者は 2 名で、年齢は 24 歳から 61 歳、平均年齢は 43.0 歳です。また、聴覚障害の方が 2 名、体幹機能障害の方が 1 名います。障害支援区分は、区分 5 が 2 名、区分 6 が 11 名で、重度加算対象者は 9 名となっています。

寮内では、利用者の障害特性に配慮しシンプルでわかりやすい日課を基本とし、個別での活動や過ごし方を取り入れています。そのため、職員には、自閉スペクトラム症（発達障害）支援における専門的な知識が求められます。

短期及び日中一時利用者の受け入れについては行動障害等のある方を中心に、地域支援課と連携しながら受け入れを行っていきます。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の人権擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が望む生活を実現するため、個別支援計画についてご家族等と共働して作成していきます。 ○ プライバシーへの配慮、適切な呼称の徹底、虐待の絶対禁止等、利用者の人権擁護を推進します。 * 「職員行動指針」・「二つの心得と 7 つの約束」・「スタッフの目標」を勤務室内に掲示します。 ○ 身体拘束によらない支援をモットーに支援内容、支援体制の評価・見直しを定期的に行います。
2 生活の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 充実した生活が過ごせるように楽しみを多く取り入れます。個別のニーズに応じていきます。 ○ 健康及び衛生面に配慮し、生活の場としての環境整備、構築を推進します。
3 職員のチームワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ お互いが尊重し合い、風通し良く働きやすい職場環境作りを目指します。 ○ 「利用者本位」の支援に向けて、担当職員のみでなく、チームを中心にカンファレンスを行い、職員間での情報の共有を図ります。

4 指定管理施設としての役割の維持・向上	○ 神奈川県強度行動障害対策事業実施施設（寮）としての役割を踏まえ、行動障害のある地域の方の受入れを行います。そして、地域移行への架け橋を行います。
----------------------	--

(3) 生活第二課 4 寮の運営計画

ア 目的

- ◇ 利用者の人権擁護を推進します。
- ◇ 職員間のチームワークを大切に資質の向上を図ります。
- ◇ 地域資源の活用を図ります。

イ 4 寮の状況及び特徴

現在、13名の女性の成人利用者が生活しています。利用者の年齢は、30歳から60歳までで、比較的若く活発な利用者が多く、平均年齢43.4歳です。身障手帳を持っている方が1名います。障害支援区分は区分6が12人、区分5が1人で行動障害のある方が多くいます。その中には3年間の有期限の利用者の方も2名いらっしゃいます。その利用者の課題に着目し日課を整え地域で暮らして行けるよう他セクションや事業所などと情報共有し定期的なカンファレンスを行い支援にあたっています。

又以前は身体拘束（タイムアウト）を行っている方が1名いらっしゃいましたが、現在は身体拘束を行っている方はいらっしゃいません。

利用者の方は、拘りの強い方や他害傾向のある方もいますが、その生涯特性に着目し落ち着いた生活が送れるよう環境や支援を調整していきます。

利用者支援では、利用者の気持ちに寄り添い、ストレスを引き出す支援、自分で選ぶ支援（意思決定支援）に力を入れています。また職員のチームワークを大切に、他部署の職員と支援内容を常に検討しながらサービスの向上を図っていきます。

短期利用者・日中一時利用者については、サービス班と連携を図り受け入れていきます。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の人権擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体拘束ゼロにむけた取組みを推進します。 ○ 利用者一人一人に合わせた環境づくりを行い生活空間の共有を行います。 ○ 利用者のストレスに着目した支援を行います。
2 職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員のチームワークを大切に、統一した支援を心がけ、資質の向上を目指します。 ○ 風通しの良い職場環境作りにつとめ、情報共有を密にし、利用者に安定した支援の提供を行います。
3 地域資源を活用した QOL の向上	○ 利用者、および後見人の意向を汲み入れ、余暇活動や外出において地域資源（地域の美容院や飲食店利用、ボランティアによる散歩や外出等）の活用を継続し、利用者の個性に応じて生活の質を広げます。

(4) 生活第二課 8 寮の運営計画

ア 目的

- ◇ 利用者の人権擁護を推進します。
- ◇ 個別支援の充実を図ります。
- ◇ 職員間のチームワークを大切にし、資質の向上を図ります。
- ◇ 地域資源の活用、移行の推進

イ 8 寮の状況及び特徴

利用者は、37 歳から 61 歳まで幅広い年齢層の女性が在籍しており、平均年齢は 51 歳です。

障害支援区分は、区分 6 が 9 名、区分 5 が 2 名で、自閉症や最重度・重度の方が多く生活しており精神疾患の方も 1 名います。利用者は、食事・排泄・入浴等のすべての生活場面で支援の必要があります。

行動障害を呈する自閉的傾向のある方、体調に不安のある方、歩行が不安定な方、視力はないが活動的な方など、様々な障害特性を持つ利用者が混在しており多様な支援が必要です。

地域生活支援事業では、短期・日中一時利用者の状況に応じた支援体制を構築し、安心した生活環境を提供できるよう地域支援課と連携を図りながら受け入れていきます。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の人権擁護の推進	○身体拘束によらない支援を継続し、支援の見直しを行います。 ○一人ひとりの意思を尊重した支援を提供します。
2 個別支援の充実	○2つのチームで話し合いの機会を多く持ち、日常生活や余暇活動の向上を目指します。 ○ご家族、後見人等との情報交換を持ち、利用者の支援に反映していきます。
3 職員の専門性の向上	○研修や勉強会を重ね職員間の情報交換を図り統一した支援を行い職員の資質の向上を目指します。
4 地域移行の推進	○一人ひとりに合った資源を活用し、生活の質を向上していきます。 ○本人中心に関係者とカンファレンスの開催、関係者の役割を確認し情報交換を図り、本人に合った日中の場、生活の場を検討します。

4 地域支援課運営計画

(1) 活動支援班の運営計画

ア 日中活動について

(ア) 利用者の特性に応じた6グループに別れて日中活動を提供します。

A グループ (1.4.5.8 寮・通所)

	生活介護					
	室内 活動 2	園外 歩行 1	園外 歩行 2	室内 活動 1	フロア 1	フロア 2
午前	個別課題	園外歩行		園内歩行・室内活動・手工芸等		
	11人	9人		6人	15人	8人
	3人	3人		2人	5人	1人
午後	個別課題	個別課題		園内歩行・個別課題・手工芸等		
	11人	9人		6人	15人	8人
	3人	3人		2人	5人	1人

- ※ 上段：活動内容 中段：利用者数 ※ 下段：職員配置数
- ※ 活動時間：午前（9:30～11:30）・午後（13:30～15:30）
- ※ 感染症予防のため2グループ体制（A・B）で活動を運営。
- ※ 園外歩行1と園外歩行2は合同で実施。
- ※ 機能訓練のPT（理学療法士）は月・水曜日の配置。
- ※ 室内活動2 Bグループ所属利用者午前・午後3名参加。
- ※ 室内活動2 8寮利用者水曜のみ参加1名含む。

B グループ (2.3.6.7 寮・通所)

	生活介護					
	室内 活動 2	園外 歩行 1	園外 歩行 2	室内 活動 1	フロア 1	フロア 2
午前	個別課題	園外歩行		園内歩行・室内活動・手工芸等		
	13人	9人		5人	18人	6人
	3人	3人		2人	5人	1人
午後	個別課題	個別課題		園内歩行・個別課題・手工芸等		
	13人	8人		5人	19人	6人
	3人	3人		2人	5人	1人

- ※ 上段：活動内容 中段：利用者数 ※ 下段：職員配置数
- ※ 活動時間：午前（9:30～11:30）・午後（13:30～15:30）
- ※ 感染症予防のため2グループ体制（A・B）で活動を運営。
- ※ 園外歩行1と園外歩行2は合同で実施。
- ※ 機能訓練のPT（理学療法士）は月・水曜日の配置。
- ※ 室内活動2 Aグループ所属利用者午前・午後3名参加。
- ※ フロア2 Aグループ所属利用者午前・午後1名参加。
- ※ フロア1グループ午後歩行グループ所属利用者1名参加。

	利用者の編成のポイント	活動内容
室内活動2	環境や活動日課等の変更や周囲からの刺激に弱く、さらに拘りも強く、見通しがもて安定した日課の提供が必要な方。	構造化された活動環境やワークシステムを使用した、教材課題を中心とした活動など
園外歩行1	ある程度活動や環境の変化に適応でき、室内活動も可能で、多くの運動量が必要である方。	午前：晴天時～園外歩行 雨天時～体育館歩行・室内活動 午後：教材課題中心の活動。 園内歩行、エアロバイク等
園外歩行2	2～4 kmの園外歩行が可能な方。 屋外では拘り等があるために、ある程度個別対応が必要な方 室内活動では構造化・個別化された環境が必要な方。	午前：晴天時～園外歩行 (歩行距離2～4 km) 雨天時～体育館歩行・室内活動 午後：室内活動(教材課題等)・園内歩行・リラクゼーション(スノーズレン)・余暇活動(フライングディスク等)
室内活動1	健康や機能維持のため運動が必要で、歩行能力はあるが介助も必要である方。また、刺激が少ない環境が必要な方。	園内歩行・リラクゼーション(スノーズレン)・教材課題など
フロア1	身体機能維持のため個別対応の歩行訓練が必要な方。気分転換のため車いすでの園内散策が必要な方。手作業を主に行うとともに運動もある程度確保する必要がある方。 小グループでの1～2 kmの園外歩行に参加できる方。 リハビリテーション加算対象者の中で、日中活動の時間帯に主として機能訓練を実施・提供することが望ましい方。	園内散策(車いす)・園内歩行・ストレッチ・リラクゼーション(スノーズレン)・陶芸・革工芸・毛糸ほぐし・刺繍・はがき作り(紙すき)・ステンシルなどの作品制作・教材課題など 園外歩行(1～2 km) 理学療法士が作成した「機能訓練メニュー票」に沿った活動・園内散策など
フロア2	静かな環境を好む方や個別ブースの利用が必要な方。見通しの持てる安定した日課提供が必要な方。集団参加が難しく個別対応が必要な方。	ワークシステムを利用した教材課題・園内歩行など

(イ) 希望者に日中活動内での余暇活動を提供します。

活動内容：陶芸・革工芸・ダンス(休止中)・フライングディスク・リラクゼーション(スノーズレン)

(ウ) 室内活動2グループの利用者を中心とした運動量確保のための園内外の歩行を提供します。

(エ) ボランティアの協力を得て、利用者に地域の方との交流の機会を提供しま

す。

協力活動内容：日中活動内余暇活動・園外歩行付き添い・作品製作等

(オ) 各活動グループで感染症予防に配慮した運営を行う。

(カ) 付帯業務について

地域連携 業 務	① ふれあい作品展、ふれあい広場及びふれあいフェスティバルなど地域の行事に参加協力します。 ② しらとり祭の企画・運営を担います。
ボランティア 関係業務	① ボランティアの受入窓口を担います。 ② ボランティア団体主催の行事等の開催、参加の調整等を行います。 ③ ボランティア懇談会を開催し、円滑なボランティア活動の推進を図ります。
その他業務	① 話そう会の企画運営を行います。

イ 課題

(ア) 施設入所支援担当者（寮）との連携強化による個別支援の充実

(イ) 通所利用者及び家族の高齢化にかかる対応

(ウ) 作業報奨金支給要綱の検討・見直し

(エ) 各利用者の状態に適したグループへの移行

(オ) 利用者の地域との関わりの推進。

(2) 通所の運営計画

ア 概要

通所は、家庭や地域のグループホーム等で暮らし、当園に通って来ている方たちが在籍するセクションで、生活介護サービスを提供しています。日中の生活支援や日中活動への参加、余暇活動などを行っています。

イ 目的

- ・ 利用者の障害特性に合わせた支援を行い、安心安全な日中の生活の場の提供に努めます。
- ・ 利用者の主体性を尊重したサービスを提供するとともに、日中の生活の質の向上に努めます。

ウ 通所の状況及び特徴

8名（男性5名、女性3名）の利用者が在籍しています。平均年齢は48.1歳で42歳から57歳の方が通っています。障害支援区分の平均は5.37となっており、必要とされる支援度の高い方が多くいらっしゃいます。

エ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 安心安全な支援	○ 個々に合わせた日中の生活を提供します。
2 人権に配慮した支援	○ 障害の重さにかかわらず、一人一人を尊重した支援を行います。 ○ 丁寧な呼びかけや言葉遣いで支援を行います。
3 本人主体の支援計画の策定	○ ご本人の望む生活に寄り添った支援計画を策定します。 ○ 支援計画はご本人とご家族、後見人への説明を行い、同意をいただきます。

4 意思決定支援の取組	○ ご本人の意思の表出方法や、コミュニケーション方法を模索し、意思決定できる場面を増やします。
-------------	---

(3) リハビリテーション運営計画

ア 実施方針

- (ア) 理学療法士（1名）が週2回勤務して、利用者に対してリハビリテーションを実施するとともに、職員に対して身体機能の低下の予防のため支援に必要な助言を行います。また今後も介護の増えていく状況を踏まえ、リハビリテーションの関わりを強化・展開していきます。
- (イ) リハビリテーションを実施する上で、診療所・管理栄養士等と連携し、日々の生活の中でリハビリテーションの視点に立った支援ができるようにします。
- (ウ) 機能訓練グループ内で、機能訓練支援の検証を行いながら、利用者よりが安心・安全に機能維持及び向上が図れるようにします。また、支援員への助言・育成を図り、リハビリ加算に連動して体系的にサービスが提供できるようにします。

イ 業務の内容

- (ア) リハビリテーションの提供
 - ◇ 定期的に関リハビリテーションを提供し、3か月以内に見直しを行います。
- (イ) 医療スタッフ、支援員等との業務連携
 - ◇ 医療的に介護・看護が必要な方に対して、診療所と連携します。必要な介護に関して相談・助言を行います。
- (ウ) 摂食嚥下チーム
 - ◇ 週1回のミールラウンドと月1回の会議にて、嚥下不安・リスク者を選定し、必要な対応を取ります。
 - ◇ 理学療法士は主に嚥下に必要な座位の評価、車椅子シーティング、環境整備などを担当します。
- (エ) その他の業務
 - ◇ 医師の指示のもと補装具の処方を行います。
 - ◇ 支援員と連携し、車いすやクッション等の日常生活用具の支給を行います。また、職員の介護負担軽減・腰椎予防のための必要な助言を行います。
- (オ) リハビリテーション研修
 - ◇ 理学療法士会などのリハビリテーションに関わる研修に参加し、知識の向上を図り、最新の情報を得られる努力をします。

(4) 地域サービス班相談(CW)業務計画

ア 実施方針

- (ア) 横須賀三浦地域の障害児者の在宅生活の支援
- (イ) 当園入退所事務(児童、居住支援事業、強度行動障害、日中活動部会)と、これらに関する相談や会議の開催等、内外関係機関との調整
- (ウ) 各市町村の各種会議等への参加による地域福祉の向上
- (エ) 短期入所、日中一時支援に関わる請求及び契約に関する適正な事務等の執行
- (オ) 地域生活移行の推進

イ 業務の内容

(ア) 相談業務

- ◇ 在宅障害児者の各種相談
- ◇ 短期入所、日中一時支援等の内外における利用調整
- ◇ 他サービス事業所との情報交換及び連携
- ◇ 外部の支援会議等の参加
- ◇ 入退所、集中療育入所、一時保護入所、虐待防止法に基づく受け入れに関する相談

(イ) 入退所業務

- ◇ 児童部会(入所、退所、集中療育、一時保護)
- ◇ 居住支援事業部会(入所、退所、集中療育、虐待防止法に基づく受け入れ)
- ◇ 強度行動障害部会(事業の開始、廃止等)
- ◇ 日中活動事業部会(自立訓練、生活介護サービスの開始、廃止等)

(ウ) 横須賀市障害とくらしの支援協議会、学校、児童相談所等との連携

- ◇ 「くらしを支える連絡会」、「こども支援連絡会」、「短期入所のあり方検討プロジェクト会議」の参加
- ◇ 武山養護学校等との連絡会議の参加
- ◇ 岩戸養護学校との連絡会議の参加
- ◇ 児童相談所との業務連絡会の参加
- ◇ その他、必要と認められる会議の参加

(エ) 園全体に関わるもの、対外的な業務及び請求、契約に関する業務

- ◇ 利用希望者等に対する見学調整
- ◇ 短期利用者との契約
- ◇ 短期、日中一時支援の請求事務

(オ) 地域移行業務

- ◇ 利用者一人ひとりに適した移行先の情報提供
- ◇ 介護保険制度の活用に向けた手続き(認定から入所申請まで)の、寮への援助
- ◇ 退所に伴う各種行政等事務手続きに関する援助

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 多様な施設利用ニーズの高まりに即した適正な短期入所利用の調整と提供	○ 児童相談所や市町村、在宅支援事業所との連携による個々の在宅障害児者のニーズの把握 ○ 個々の相談への適切な評価と、それに基づく具体的な支援調整の実施 ○ 利用ニーズの理解と必要に応じた柔軟な利用枠の調整、および提供の実施
2 圏域市町村の福祉サービスの状況を踏まえた柔軟な対応	○ 当園が実施している在宅支援サービス利用状況の把握 ○ 各関係機関との会議への出席、または地域で行われる自立支援協議会などへの出席を通じた地域課題の把握
3 利用者が望む暮らしの実現	○ 事業所(入所支援、生活介護等)の情報収集に努め、利用者、家族、職員に対する情報提供の実施

(5) 心理業務計画

ア 実施方針

相談ニーズに応じて、個々の利用者の発達評価や生育歴・家族関係・生活状況の分析を通して、利用者に対する関係者の理解を深めます。また個々の利用者の特性に即して、心理的側面から具体的支援を関係職員とともに考えます。

イ 実施事業の内容

(ア) 利用者への心理的支援の実施

◇ 入所者への支援

- ・ 発達障害(自閉スペクトラム症, ADHD等)のある利用者に対する支援方法を検討します。
- ・ SSTの技法を使って利用者のコミュニケーション能力の向上を図ります。
- ・ セカンドステップのようなプログラムや、振り返りシートのようなワークシートを使って利用者の自己理解・他者理解を促進し、生活場面におけるストレスやトラブルを軽減することで、より快適な生活を送れるように支援します。
- ・ 必要に応じて、心理面接やアセスメントを実施します。
- ・ 利用者間の対人関係に大きな躓きがみられる場合など、必要に応じて利用者自身が参加する話し合いの場を設け、関係改善を図ります。
- ・ 実施することが有効と考えられれば、心身の状態を整える自律訓練法の適用を検討します。

◇ 短期利用、日中一時利用者への支援

- ・ 行動観察を行い、利用者の状態像を把握し助言します。
- ・ 必要に応じて心理面接・アセスメントを実施します。

◇ 在宅児者への支援

- ・ 在宅の支援困難ケースの状態像を把握し助言します。
- ・ 必要に応じて、通所の生活介護、自立訓練利用者の能力や特性を把握し助言します。

◇ 強度行動障害対策事業専任との連携

- ・ 強度行動障害対策事業の支援チームの一員として、心理的側面からの助言及び協力を行います。

◇ アフターフォローの実施

- ・ 必要に応じて退園者に対して、心理面接等のアフターフォローを実施します。

(イ) 学習会(コンサルテーション)の実施

- ◇ 園内の要望に応じて心理学的視点からの研修を実施し、職員の利用者理解、支援技術の向上に協力します。

(ウ) 日中活動への支援

- ◇ 行動障害を伴う方の日中活動への支援を行い、同時に利用者の行動評価を実施し、課題設定等を日中活動職員と協議します。

(エ) 支援困難ケースへの助言

◇ 関係機関との会議、寮でのケース会議等に参加し、支援困難ケースへの助言を行います。

(オ) 心理支援実施報告

◇ 利用者への心理支援の実施について、定期面接記録やカンファレンス報告書等の提出により取り組みを報告します。

ウ 課題と取り組み

(ア) 入所者への支援

◇ 定期面接者を中心に、個別支援計画のアセスメントやモニタリング時に心理的視点から助言します。

◇ 心理支援が必要な方については、各種相談及びアセスメントを行い、助言します。

◇ 発達障害のある児童・成人に対する支援方法を検討します。

◇ 入所者の高齢化に伴い、知的障害を持つ高齢者への支援方法を検討します。

◇ 必要に応じてグループワーク（S S T等）の実施、評価を行います。

必要に応じて個別支援（S S T、セカンドステップ等）の実施、評価を行います。

◇ 入所者・通所者を対象に、心理療法・プレイセラピーを実施し、そこで得られた利用者像を、新たな支援を組み立てる際の検討材料とします。

◇ 入所児童を中心に、愛着形成や自己肯定感に関する問題などの個別の事情を考慮し、一人ひとりがストレスの少ない、発達促進的な環境下で生活できるように助言します。

(イ) 学習会の実施

◇ 外部講師を招聘し、心理的な視点からの公開講座を年1回企画し、実施します。

◇ 園内の要望に応じ、随時、学習会、ケース検討等を行います。

(ウ) 心理担当職員の研修

◇ 発達障害や愛着障害を持つ方への実践的な支援や、面接、アセスメント技法等について、スキルアップに努めます。

(エ) 施設心理の役割

◇ 施設心理の役割について、寮や関係機関に向けて話し合いや実践を通し、伝えていきます。

◇ ケース支援について随時、心理担当同士のカンファレンスや話し合いを行います。

(6) 強度行動障害事業運営計画

神奈川県強度行動障害対策事業実施要綱に基づき、事業担当職員が配置されています。本事業は、強度行動障害の状態にある障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談、生活支援、地域の関係機関との連携の推進を通して、障害児者の生活を支えることを目指しています。

ア 実施方針

(ア) 神奈川県強度行動障害対策事業の要綱に基づき取り組みます。

(イ) 地域や関係機関との連携を推進し、横須賀三浦圏域にお住いの行動障害のある方の生活を支援します。

(ウ) 行動障害を理解し、特性に合った支援を行うことができるよう、予防的支援の視点から自閉症支援等についての研修を企画します。

イ 実施事業の内容

(ア) 生活支援事業

◇ 支援の難しい知的障害児者に対しては、強度行動障害対策生活支援事業の対象者として支援を行います。また、県事業対象以外に支援が必要な利用者についても、三浦しらとり園独自に要綱を定め、準事業ケース及び相談ケースとして支援プログラム等の検討を行い、全園的な支援レベルの向上を目指しています。

(イ) 地域生活支援

◇ 地域で生活している行動障害のある方に対して、関係機関等と連携しながら情報を共有し、三浦しらとり園の施設機能を使って地域生活を支えます。

(ウ) 研修の実施

◇ 横須賀三浦圏域の施設や学校、関係機関を対象に、障害特性に関する知識と支援技術の向上のために、公開講座等の行動障害に関する研修を実施するほか、ニーズに応じて他の施設・学校等へのコンサルテーション、利用者支援方法の検討や研修を行います。

◇ 各事業実施施設と協力して神奈川県全域を対象とした研修を実施します。

(エ) 会議

◇ 神奈川県強度行動障害対策連絡調整会議（隔月開催）に出席し、県事業実施施設間の情報交換、事業を展開するにあたっての課題の検討、事業対象者に関する協議（新規、継続、終了）等を行っています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 支援技術向上のための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動障害及び発達障害児・者の障害特性の理解、基本的支援技術に関する基礎研修を開催します。 ○ 公開講座(参加型を含む)を開催し、横須賀・三浦地区の福祉等関係職員の支援力の向上を目指します。 ○ 地域で開催される研修への職員参加を積極的に勧めます。また、研修開催の要請があれば協力します。 ○ 行動障害のある利用者の課題をチームで解決することを通して支援員全体の課題解決力の向上を目指します。 ○ 園内向けの学習会を開催する等、支援力の向上を目指します。
2 園・地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の行動障害を有する障害児・者について、関係機関と協力し必要に応じて支援体制の整備を行います。 ○ 関係機関からの相談に応じて、コンサルテーション、利用者支援方法の検討等、必要な支援を行います。 ○ 強度行動障害対策事業について情報を共有し、園内に向けて周知、発信を行います。

エ 具体的な事業展開

主な事業												
事業対象者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム会議の開催（随時） ・対象児者への個別支援（随時） ・状態等についての評価（随時） ・関係機関・家族との調整（随時） 											
予防的支援に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所、在宅サービス利用者の支援に関する相談を受け、支援方法について助言をする（随時） 											
事業に関する啓発・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・学校でのコンサルテーション（随時） ・見学者への事業説明（随時） 											
研修・研究	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		公開基礎講座①②										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 自閉症支援や強度行動障害に関する内容の公開講座(参加型含む)を3回程度実施 </div>												

5 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業運営計画

相談支援事業は、平成26年4月1日から指定管理協定書第63条に規定する指定管理者の自主事業として開始しました。

(1) 運営方針

ア 利用者が、その有する能力及び特性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう相談し、サービス利用計画作成等の援助を適切に行います。

イ 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

ウ 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する支援関係者との連携に努めます。

エ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守します。

(2) 事業の内容

利用者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、基本相談支援に関する業務およびサービス等利用計画の作成及びそのモニタリングに関する業務を行います。

(3) 課題と取組計画

課題	取組計画
1 計画相談の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画相談においては障害福祉サービスを利用している方やこれから利用しようと考えている方、またセルフプランから計画相談に切り替えを考えている方からの相談に応じ、利用計画を作成します。 ○ サービス等利用計画の作成後、実施状況の把握「モニタリング」を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 ○ 新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。 ○ 計画相談を作成する実施地域は横須賀・三浦障害保健福祉圏域（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市・葉山町）とします。
2 地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他相談支援事業所及び他サービス事業所との情報交換及び連携を行っていきます。 ○ 必要に応じて自立支援協議会や外部の支援会議等に参加します。 ○ 法人内の鎌倉やまなみ相談支援事業所とそれぞれの地域性等を考慮しながら連携し、利用者や家族にとって利用しやすい相談支援体制を整えていきます。

6 強度行動障害支援者養成研修事業運営計画

昨年度は、神奈川県より事業委託を受け、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の開催に取り組みました。

今年度も県と協議した上で受託事業として実施してまいります。

(1) 運営方針

- ア 神奈川県域の行動障害のある方への支援力の向上を目指します。
- イ 自閉症や行動障害のある方の特性理解を深めます。
- ウ 行動障害のある方の行動の背景を知ることで、虐待防止につなげます。
- エ 事業実施を通じて関係機関との連携の強化を図ります。

(2) 事業の内容

強度行動障害を有する者に対し適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を開催します。

(3) 取組計画

- ◇ 神奈川県や他の実施機関と協議したうえで、研修を企画し開催します。
- ◇ 年2回開催します。
- ◇ 講師、ファシリテーター等については、地域で行動障害のある方たちの支援に携わる関係者で構成します。
- ◇ 県内で強度行動障害支援者養成研修を実施している事業者と連携し、効果的な研修を行えるよう取り組みます。

V 年間行事計画

1 令和4年度年間行事等計画

月	主催行事	外部行事 招待行事等	法人行事	家族会	学校 行事等	地域連携強 化事業	利用者 検診	防災訓練	研修研究		医療実務研修	強度行動 障害	環境整備
									課題研修	階層別研修			
4			23日 第42回 清和祭パ ザー	15(金) 家族会	入学式 始業式 家庭訪問 武養高修学旅 行	横須賀市障害 関係施設協議 会	歯科定期検診 血液検査	火災避難集合訓 練(周知)		新採職員 研修	与薬マニュアル 研修 (転入研修)		1寮
5	21日 レクリエーシ ョン大会 児童課BBQ	KIDSディズ ニールランド		21(土) 総会	野比小 運動会 武養二者業務 連絡会	横三施設長 会議 オンズバーソ ン運営委員会	尿検査	夜間想定火災避 難集合訓練(周 知)			応急処置と実 践 (ハイムリック法)		2寮 レクリエーション大会 整備
6	湘南病院との 業務連絡会	ふれあいフェ スティバル 横須賀学院 花の日訪問		17(金) 家族会			内科検診 (聴診) X線検査	火災避難集合訓 練(周知)	公開基礎講座 (強行)2日間		AED(自動体外 式除細動器) 研修		3寮 4寮
7	プール開き	はまゆう キャンプ	第19回 鎌倉花火由 比納涼祭パ ザー		終業式 夏季休業		耳鼻科検診 プール参加者 健康チェック	火災避難集合訓 練(周知)児童			蘇生法研修	強度行動障害 支援者養成研 修(基礎研修)	5寮 支援班
8	児童課 キャンプ 児童課 海水浴	台町内会納涼 祭	第50回 清和納涼祭	19(金) 家族会				夜間想定避難集 合訓練(周知) 防災委員会学習会		公開講座 (強行)3回 及び 公開講座 (心理)2回 を開催	外部研修 等へ随時 参加 各委員会主 催研修を随 時開催		7寮 8寮
9		北下浦納涼ふ るさと祭			始業式 長沢中 体育祭 武養 文化祭		火災集合訓練 (職員対象学習) 心電図検査 (40歳以上)	事例検討会 (強行)①					6寮 1寮
10	第60回 しらとり祭		第50回 清和体育祭	21(金) 家族会		横三施設長 会議 オンズバーソ ン運営委員会	眼科検診	地震火災避難集 合訓練(周知) 消火器・放水訓 練					2寮
11		第46回ふれあ い作品展 第33回ふれあ い広場					インフルエンザ 予防接種① 血液検査	津波火災避難訓 練(周知)			感染症研修		3寮
12	児童課 餅つき 児童課 クリスマス会	第59回 SRFクリスマ ス会		16(金) 家族会	終業式 冬季休業 高等部 前期入学 選抜		インフルエンザ 予防接種②	日中活動中火 災訓練集合訓 練(周知なし)	事例検討会 (強行)②			日常行動 実態調査 強度行動障害 支援者養成研 修(基礎研修)	4寮
1		第30回 NTTふれあい コンサート	第25回 新春の集い		始業式		乳がん検診 (20歳以上)	土砂災害想定 火災訓練集合 訓練(周知)					5寮
2	ボランティア 懇談会			18(金) 家族会	高等部後期入 学選抜 武養二者業務 連絡会			地震・火災避難 訓練(周知なし)		園内実践 報告会			6寮
3	卒業を祝い会 園内オンズ バーソン活動 報告会	県見相との連 絡会			高等部卒業式 武養小中卒業 式 学校春季休業	横須賀市三者 業務連絡会 横須賀市障害 関係施設協議 会 オンズバーソ ン運営委員会		地震避難集合訓 練(周知なし)		新採職員 研修	入退所等検 討会議 (強行部会)		7寮

定期的来園(オンズバーソン)

2 診療所事業

(1) 診療科目

精神科、整形外科、内科、外科、婦人科、歯科

(2) 診療時間

毎週月曜日から金曜日 9時から17時まで

(3) 診療割振表

	月	火	水	木	金
午前	精神科	外科	精神科	内科	精神科
午後	整形外科	精神科	精神科	内科	内科

【歯科】

	月	火	水	木	金
午前	歯科	調整中	歯科	歯科	歯科
午後	歯科	調整中	歯科	歯科	歯科

(4) 年間検診計画

月	対象	検診項目	検診機関	備考	
4月	19歳以上	歯科・血液検査	当園診療所	臨時検診	
5月		尿検査		糖蛋白潜血	
6月		検便		便潜血(41歳以上)	
6月		内科検診	湘南病院		
7月	胸部X線				
7月	耳鼻科検診	当園診療所			
8月	20歳以上	乳がん検診	当園診療所		
9月	40歳以上	心電図検査	当園診療所		
10月	19歳以上	眼科検診 血液検査	当園診療所		
11月	全員	インフルエンザ 予防接種① 血液検査	当園診療所		利用者2回実施 (職員希望者のみ)
12月		インフルエンザ 予防接種②			

※短期・日中一時支援利用者、通学生を除く

(5) 業務連絡会の開催

年1回三浦しらとり園、診療所及び湘南病院職員による業務連絡会を実施します。

(6) 安全委員会への参加

喀痰吸引等のOJT研修(手技の確認)を実施します。

(7) 重大な事故等対策会議

アクシデント発生後医療的な側面から検証 再発防止策の提案をします。

(8) 感染症対策委員会への参加

感染症等の拡大防止を図るため、感染症対策委員会に参加し情報交換、防止策の提案をします。

(9) QOLの向上を追求するプロジェクトチーム会議への参加

終末期を迎えた利用者の尊厳を尊重し、苦痛の緩和に向けたサポートを提案します。

3 防災避難訓練計画

防災・避難訓練計画

実施月	訓練内容	ねらい	備考
4	転入・新採用職員対象防災講座	防災マニュアルの周知 防災機器の操作	アドバイザー
	火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	7 寮
5	夜間想定火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	8 寮
6	非常用階段降下車椅子の実地体験と説明	5・6 寮職員を中心に実施	5・6 寮
	火災避難集合訓練（周知）	日中活動体制時の避難	支援班
7	火災避難集合訓練（周知） 児童	寮活動体制時の避難	1 寮
8	夜間想定火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	2 寮
9	火災避難集合訓練（職員対象防災学習）	防災機器設備の理解 救援機器の操作	3・7 寮
10	地震・火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	5 寮
	消火器・放水訓練	防災機器の実地訓練	4 寮
11	津波・火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	6 寮
12	日中活動中火災集合訓練（周知なし）	日中活動体制時の避難	支援課
1	土砂災害想定火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	8 寮
2	地震・火災避難集合訓練（周知なし）	寮活動体制時の避難	7 寮
	煙体験訓練	防災意識の向上	3 寮
3	地震・火災避難集合訓練（周知なし）	寮活動体制時の避難	3 寮

4 環境整備実施計画

実施月日	担当	場所	備考	整備目標となる行事	発電機試運転
4月	1寮	樹木草	防災倉庫の確認		○
5月	2寮	グラウンド		レクリエーション大会	
6月前半	3寮	グラウンド			
6月後半	4寮	園外周	園裏手の住宅との境目		
7月前半	5寮	プール グラウンド			○
7月後半	支援班	園外周			
8月前半	7寮	グラウンド			
8月後半	8寮	グラウンド 周辺			
9月前半	6寮	園外周	園裏手の住宅との境目	北下浦納涼 ふるさとまつり	
9月後半	1寮	グラウンド 周辺	しらとり祭整備		
10月	2寮	グラウンド		しらとり祭	○
11月	3寮	樹木草			
12月	4寮	各寮・体育館 日中活動室			
1月	5寮	樹木草			○
2月	6寮	樹木草			
3月	7寮	各寮 日中活動室			

- ※1 SRFボランティアの整備の予定が入った月は環境整備の実施週を変更することとする。
- ※2 6月～9月の夏季期間中は、草木の成長が早いことを考慮して月2回の実施を基本とする。場所はグラウンドを中心として適宜必要な個所に取り掛かるとする。
- ※3 実施予定日、及び内容を設定しているが、状況次第で変更になる可能性あり。

5 令和4年度ボランティア受入計画

(1) 主たる活動の受入計画

活動区分	活動内容等	
縫製活動	・二三の会、ふよう会等によるボランティア室での、寮からの依頼に基づく衣類補修等の縫製支援	
日中活動	手工芸	・つくし会等による作品の仕上げや作品販売等の活動支援
	ダンス（休止中）	・さくらの会によるダンスの指導支援
	フライングディスク	・1FDK三ツ磯クラブによるフライングディスクの指導
	陶芸、革工芸	・陶芸、革工芸創作活動の指導支援
	利用者交流支援	・園外歩行の付添いや室内での作品制作等を通じての日中活動の支援
通学支援	北下浦ボランティアセンターからの派遣による野比小学校への通学支援 (児童の通学状況に応じて依頼)	
利用者交流	・北下浦ボランティアセンターの派遣等による余暇活動や外出、談話等の支援 ・5月の花の日には横須賀学院からの花のプレゼント ・フットケア	
環境整備	・SRF-JRMCによる5月から10月まで芝刈り等の活動支援 ・横須賀学院による園内清掃 ・洗濯たたみ、仕分け作業	
行事	・SRF-JRMCによる12月のクリスマスパーティー開催 ・NTT横須賀研究開発センタによる1月のふれあいコンサート開催 ・しらとり祭ではSRF-JRM、GNF-J、かながわ信用金庫等の参加による模擬店の出店等様々な活動支援	
余暇活動	・16ミリ試写会による映画の映写会開催	

(2) 北下浦地区ボランティアセンターからの派遣

通学支援や利用者交流に多数のボランティアの派遣を調整していただいています。今年度も、新型コロナウイルス感染症の状況を確認しながら連携を密に図り、継続的に支援をいただきます。

(3) 新規ボランティアの受入

ボランティアの皆様も高齢化しているため、新たなボランティアの受入を積極的に図っていきます。

(4) ボランティア懇談会の開催

ボランティア懇談会を毎年1回実施し、日頃の活動等についての意見交換の機会を設けます。新型コロナウイルス感染症の拡大状況によってはアンケートの実施を代替とします。

(5) ボランティア登録

ボランティア登録は年度ごとに行います。年度途中の新規の方については都度登

録を行います。また、ボランティア活動に当たっては同意書に署名を行った上で実施していただきます。

(6) 感染症対策

新型コロナウイルス、インフルエンザなどの感染症拡大防止策を講じ、安心安全なボランティア活動の受け入れ、実施を図ります。

6 調理の業務計画

(1) 利用者の特性に合わせた食事の提供

- ア 児童課通学生の弁当や行事に合わせた食事を提供します。
- イ 適温でバランスのとれた、家庭的な食事の提供に努めます。
- ウ 当園診療所と連携し、摂食嚥下機能や健康状態に適した食事の提供を行います。
- エ 選択食やバイキング又は各寮リクエストメニューを定期的を実施します。毎月19日前後に食育の日を定め、テーマを設けて献立を作成し、実施します。
- オ 季節の変化に合わせた行事食を実施し、食の楽しみを深めます。
- カ 寮職員・栄養士・委託側従業員とで話し合い、安全でおいしい食事提供に努めます。
- キ 寮での聞き取りに基づく誕生日メニュー、選択食のアンケートを実施し、献立に反映させます。
- ク 栄養ケア・マネジメントの計画を食事に反映させ、より利用者の健康に配慮することを心がけていきます。
- ケ 委託業者等と連携して給食に関する事故・インシデントの防止に努めます。

(2) 利用者の特性に合わせた食種

- ア 主食は、米飯・粥・粒粥ゼリー・粥ゼリーを提供します。
- イ 副食は、普通食・一口大食・きざみ食・超きざみ食・※超きざみソフト食・ミキサー食・ソフト食を提供します。（※は現在対応利用者なし）
- ウ アレルギー食や嗜好等に配慮をしていきます。

(3) 年間行事食予定

- 4月 入学・進学祝い
- 5月 こどもの日
- 6月 入梅
- 7月 七夕、土用の丑
- 8月 お盆
- 9月 中秋の名月
- 10月 ハロウィン
- 11月 勤労感謝の日
- 12月 冬至、クリスマス、大晦日
- 1月 正月、七草
- 2月 節分、バレンタイン
- 3月 ひな祭り ※その他適宜実施予定

(4) 食中毒予防のための環境整備

- ア 厨房の掃除を毎日行います。排水溝は定期的に清掃を行います。
- イ 年2回専門業者による害虫駆除を行います。
- ウ 隔月に専門業者によるグリス・トラップの清掃を行います。

(5) 横須賀清和ホームへの朝食・夕食配送

入居者の健康に配慮した食事を毎日配送します。

(6) 家族試食会の実施（感染症状況等を考慮して実施予定）

利用者家族を対象にした試食会を開催し、日ごろの食事内容について情報提供を行います。

(7) 栄養ケア・マネジメントについて

- ア 入所者の栄養状態を把握し、医師、管理栄養士、看護師、その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成します。
- イ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録します。
- ウ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直します。

7 実習生受入れ計画

令和4年度実習生等受入れ計画																															
2022/2/14																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
4月																															
5月																															
6月																															
7月																															
8月																															
9月																															
10月																															
11月																															
12月																															
1月																															
2月																															
3月																															

実習日程によって「児童寮」「成人寮」の割り振りをします。実習生個人票が送付され次第各寮に依頼します。

社会福祉士実習（4校）：田園調布学園大学、県立保健福祉大学、日本福祉教育専門学校 大原学園、 保育実習（14校）

8 家族との交流

年 月	開 催 日	行 事 予 定
令和4年 4月	15日（金）家族会	清和祭バザー 寮別懇談会
5月	21日（土）総会	レクリエーション大会
6月	17日（金）家族会	寮別懇談会 懇親会（予定）
7月		鎌倉花火由比納涼祭（中止）
8月	19日（金）家族会	清和納涼祭 寮別懇談会
9月		北下浦納涼ふるさとまつり
10月	21日（金）家族会	清和体育祭 しらとり祭 寮別懇談会
11月		
12月	16日（金）家族会	S R Fクリスマス会（役員参加） 寮別懇談会
令和5年 1月		新春の集い N T Tふれあいコンサート
2月	17日（金）家族会	ボランティア懇談会 園内実践報告会 寮別懇談会
3月		

※全体会は、原則偶数月の第三金曜日に開催（5月は総会開催）します。

※三役員会は、毎月第二木曜日に開催します。

※研修会（園内研修・施設見学会）を別途実施します。